

■R5.7.11 移動市長室（浦川原区） 主な意見と市の対応状況

意見等要旨	対応状況	実施見込みなし等の場合の理由
除雪費補助における市民税の課税、非課税の区別の撤廃	実施見込みなし	<ul style="list-style-type: none"> 「要援護世帯除雪費助成事業」については、「自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯」を対象にしている事業であり、住民税課税世帯を対象に拡充することは、多額の財政負担が生じることから、一定の線引きが必要と考えています。また、当市では、住民税均等割課税世帯も助成対象としており、近隣自治体よりも対象範囲を広く設定していることから、現時点において対象世帯を拡充する考えはありません。
小学校統合に向けた早急な着手	検討中	—
「義の心」によるおもてなしに向けた小中学校における教育	一部実施	—